

CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2019 JUL (Vol.27)

CONTENTS

海外子会社不正について思うこと (1)	2
太陽グラントソントン パートナー 公認会計士 美谷 昇一郎氏.....	2
新興国ニュース 第27回 インド・カンボジア・ミャンマー 最新ビジネス情報.....	4
株式会社東京コンサルティングファーム.....	4



株式会社 中国銀行 岡山県岡山市北区丸の内1-15-20 TEL.:086-234-6539	
香港支店	cbk_hkbr@fr-chugin.jp
シンガポール駐在員事務所	cbk_sgrep@fr-chugin.jp
ニューヨーク駐在員事務所	cbk_ny@fr-chugin.jp
上海駐在員事務所	cbk_sh@fr-chugin.jp
バンコク駐在員事務所	cbk_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外子会社不正について思うこと (1)

太陽グラントソントン

パートナー 公認会計士 美谷 昇一郎氏

近年、日本企業では不正事案の報道が増えています。特に、日本企業の海外事業の拡大を反映して、海外子会社での不正が増加傾向にありますし、中には海外子会社だけの影響に留まらず、グループ全体の経営に影響を与えるような大きな事案も出てきています。海外子会社の組織体制や内部統制体制が十分に整備されていないこと、日本本社では海外子会社を十分にモニタリングされていないこと、もともと日本本社に海外事情が分かり、言語コミュニケーションも問題ない人材やノウハウが不足していること、など要因はさまざまありますが、海外現地で大小様々な不正が発生しています。

【不正の分類】

不正の区分	不正の対象	不正の動機	不正の内容
財務諸表不正 (会計不正)	財務関連	現地法人経営層	過大計上、過少計上、計上時期、不適切な資産評価など
	非財務関連	・現地駐在員 ・合弁パートナー	内部資料改竄、外部資料改竄
資産流用、横領	現金関連	現地従業員	窃盗、不正支出
	在庫その他		窃盗、持ち出し、乱用
汚職	利益相反、賄賂		取引先、納入先への利益供与、キックバック
	その他地位乱用		金品の強要
犯罪	犯罪行為		犯罪行為

不正は、「動機」「機会」「正当化」という3つの要因がそろった時に発生するとした不正のトライアングルという理論があります。この中でも、不正を起こす動機がないと基本的には不正は起きないものです。その観点で言えば、海外子会社において資産流用、横領、汚職など会計不正以外の不正では、業務上現金及び会社の在庫に触れたり、

取引先や納入先とのやり取りを行ったりしている現地従業員にも十分な動機と機会が存在しています。実際、現地従業員が在庫や備品の持ち出しを行う事例や、取引先からキックバックを得たり、外注先が自分の関係者（親族など）が経営している会社で利益相反していたりという事例は、数多く発生しているのが実態です。しかし、こうした現地従業員が起こす不正は海外子会社の経営に影響を及ぼしたり、ましてはグループ全体に影響したりといった相当な規模になるケースは非常に限られているかと思えます。現地従業員に自由に關与できる業務上の権限が、一定の牽制と上限の効果を持ち、利益供与などの事案があっても“金額インパクトはさほど大きくない”という場合が大半ではないでしょうか。

それでは、会計不正を起こそうとする動機を有しているのは、現地従業員ばかりでしょうか。実は、この動機を有しているのは海外子会社の経営層がほとんどと言えます。現地従業員が会計不正、たとえば売上の水増し計上をしたとして、自分自身に給与が増えるなどのメリットはほぼないからです。また、会計不正を起こす機会（権限）を有しているのも海外子会社の幹部以上であります。ここで問題になるのは、現地に赴任している駐在員の方も会計不正を起こす動機を十分に持っているという点です。海外子会社の経営層の中でも、合弁パートナー側から派遣されている現地の方が比較的的事案としては多いかも知れませんが、残念ながら日本から派遣されている駐在の方が関与している、あるいは不正の事実を知っているという事案が増えているのではないかと思います。なぜなら、駐在員の方であれば、日本本社から派遣され、大なり小なり本社からの業務拡大要請がある上、必ずしも自分自身のハタケではない会社管理の分野（たとえば内部統制とか人事管理とか税務調査とか）での運用責任も期待され、それら全体で成果を出すことが帰国後の昇進に繋がるなど

と暗示されていたりすると、日本にいた時と比べて業務カバー範囲が急に大きくなり、そのプレッシャーは相当大きなものになるでしょう。私も以前中国に駐在している際、年度予算計画を本社と相談するとき、本社からは「中国の GDP は年間 10% 近くで成長しているのだから、現地法人の予算は 10% 増で当たり前、20% 増くらいやってもらわないと困る」などと、むちゃくちゃなことを言われた記憶があります。こういった業務要請に関するプレッシャーと、日本本社の海外現場に対する理解不足などを背景として、駐在員の方は不正を起こしてしまう動機を十分有していると考えられます。

しかし。これまで多くの日本企業とお話をしますと、海外子会社の不正を論ずる際、なんとなく日本人どうし（日本本社と日本人駐在員）では性善説が暗黙の了解で、不正を起こすのは現地従業員だ、現地従業員が不正を起こさないようにするための対策はどうしたらいいか、という議論を自然とされているのではないかと思います。ここで申し上げたいのは、駐在員の皆様が不正を犯していないかと疑って見て下さい、ということでは必ずしもありません。ただ、駐在員の皆様には不正の動機が少なからずあり、また実際に不正を起こしてしまう事案も残念ながら増えていることを認識いただき、駐在員の皆様に絶対に不正に走らせないように、よくウォッチしてあげて下さいということです。駐在をされた方はご理解いただ

けるかと思いますが、海外に駐在していますと、日本本社がどう考えているのかを理解するために、日本と深いコミュニケーションを取り合うことはなかなか難しく、とかく日々の細かい問題対応と本社からの業務要請で孤独な中で悩んでしまうものです。そういう状態で海外に駐在されているということをぜひ本社の皆様もご理解いただきたいと思います。ですから、たとえば海外子会社監査をされる場合も、単に未対応事項を指摘して次回までに改善するようと言われるだけでなく、海外現地と一緒に考えて解決していくという現地に寄り添う姿勢でご対応して頂くのも大事ではないかと思います。

太陽 Grant Thornton (Grant Thornton 加盟事務所)

Grant Thornton は、世界 130 カ国以上・700 以上の拠点を有する国際会計事務所ネットワークです。

太陽 Grant Thornton (太陽有限責任監査法人、太陽 Grant Thornton 税理士法人、太陽 Grant Thornton・アドバイザーズ株式会社) が、Grant Thornton の日本メンバーとして、国際水準の監査の他、会計、税務、企業経営全般のコンサルティングサービスをご提供しております。

【国内拠点】 本部・東京事務所、大阪事務所、神戸オフィス、名古屋事務所、北陸事務所、福井オフィス、富山オフィス
【ジャパンデスク】 中国(北京、上海、広州/香港)、インド、インドネシア、シンガポール、タイ、台湾、フィリピン、マレーシア、ベトナム(ホーチミン、ハノイ)、オーストラリア、米国(シカゴ、ニューヨーク、アーバイン)、メキシコ、英国。

詳細は太陽 Grant Thornton Web サイトをご覧ください。<http://www.grantthornton.jp>

新興国ニュース 第 27 回 インド・カンボジア・ミャンマー 最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はインド・カンボジア・ミャンマーの最新情報三本立てでお届けいたします。

ぜひご一読ください

【カンボジアにおける前払法人税撤廃宣言について】

5月29日、東京都内で行われたJETRO、カンボジア開発評議会(CDC)、みずほ銀行主催のカンボジア投資セミナーにフンセン首相が登壇し、前払法人税の撤廃を宣言しました。

前払法人税制度とは、毎月の主たる事業活動からの売上高の1%を前払法人税として毎月申告納付しなければならない制度です。この前払法人税は、年度末に算出する年間の法人税(課税所得の20%)またはミニマム税(売上高の1%)と相殺されます。

撤廃の時期については2019年内にPrakas(大臣令)により発表するとしています。

2019年1月に実質2重課税制度であるカムコントロールの廃止を決定し、同2月から適用されるなど、投資環境の改善を着実に進めています。

セミナー終盤には、CDCとJETROの間で投資促進協力をに係る覚書(MOU)がフンセン首相の立ち合いの下に締結されました。CDCとJETROは、日系企業の対カンボジア投資を協力して支援し、経済関係をより強固なものにしていくと合意しました。

【ミャンマーにおける会計年度の変更について】

2019年5月15日付で、歳入局(Internal Revenue Department)より通達が発行されました。

これにより、民間企業の会計年度及び税務年度が10月1日から9月30日に変更される事となりました。2019年4月から2019年9月は移行期間となります。

国営企業や政府機関との合弁会社等については既に10月1日から9月30日に会計年度及び税務年度が変更されていましたが、今後、適用範囲が広がる事となります。

移行期にどのような対応が必要なのか通達では明記されていませんので、今後の動向を注視する必要があります。

【インドにおけるDPT-3の年次申告について】

2019年1月22日に改正されたThe Companies (Acceptance of Deposits) Amendment Rules, 2019に従い、インドにあるすべての会社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間に受け取った融資や資金、金融商品、また負債の未払いについて会社登記局(ROC)に申告する義務があります。仮に該当する融資等を受けていない場合でも、その旨と資本金金額などの会社の基本情報を申告しなければなりません。

具体的には、インドもしくは海外の金融機関や一般企業、会社関係者やその親族から、融資、資金、金融商品を調達した会社は、詳細を申告する必要があります。

こちらは、親子ローン（ECB ローン）も申告対象となりますので注意が必要です。また該当しない場合でもゼロ申告をする必要があります。

以上

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 27 か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース

「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合せ先： f-info@kuno-cpa.co.jp